

狛江市の監査

令和3年版

(令和2年4月～令和3年3月監査結果)

狛江市監査委員事務局

ま え が き

「狛江市の監査（令和3年版）」を作成しました。

これは、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。

併せて、参考のため、地方自治法第199条第14項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

令和3年5月

目 次

- 1 定期監査
 - (1) 令和2年度定期監査の結果について（報告）……………3
監査対象 子ども家庭部 子ども政策課、児童育成課、
子ども発達支援課

- 2 財政援助団体監査
 - (1) 令和2年度財政援助団体監査の結果について（報告）……………19
団 体 野川地域センター運営協議会
上和泉地域センター運営協議会
所 管 課 市民生活部 地域活性課

- 3 監査に係る措置結果
 - (1) 平成31年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）……………31
総務部 施設課 (工事担当課)
総務部 総務課 (契約担当課)
子ども家庭部 子ども発達支援課 (施設担当課)
教育部 教育支援課 (施設担当課)

 - (2) 平成31年度定期監査結果に基づく改善状況について（報告）……………33
福祉保健部 地域福祉課、福祉相談課、高齢障がい課、保険年金課、
健康推進課

 - (3) 財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）……………39
市民生活部 地域活性課

1 定期監査

(写)

狛監委発第 000084 号
令和 3 年 3 月 18 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
石井 功 様

狛江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

令和 2 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項、第 10 項及び第 11 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。

令和2年度

定期監査報告書

子ども家庭部

子ども政策課

児童育成課

子ども発達支援課

狛江市監査委員

令和 2 年度定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

令和 2 年 4 月 1 日から 11 月 30 日までに執行した財務に関する事務
と関連する事業

第 3 監査の対象

子ども家庭部（子ども政策課、児童育成課、子ども発達支援課）

第 4 監査の期間

令和 2 年 11 月 17 日から令和 3 年 3 月 17 日まで
〔監査の実施日 令和 3 年 1 月 29 日〕

第 5 監査の主眼及び実施内容

監査に当たっては、狛江市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令等に
基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的か
つ有効的に行われているか、公平性が保たれているかを主眼に、関係書類の審査と
担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続により実施した。

第 6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、
正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合
理化に努めていると認められたが、一部において改善、検討すべき事項が見受けら
れた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

〔各課共通〕

1 個人情報の適正管理について

委託契約における「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「特定個人情報の
取扱いに関する特記仕様書」第 13 条第 2 項では、受注者は各個人情報の取扱い
の状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならないとされて
いる。これは、受注者に対し、管理している個人情報の適正な維持管理と安全確保
のための必要な措置を講じるよう定めた項目である。受注者の履行確認は市として

のリスク管理としても欠かすことができないところではあるが、どの課も適正な確認が不足している状況であった。

再度、個人情報の取扱いについて見直し、管理を徹底していただきたい。

2 鍵の管理方法について

各課で管理している鍵についてはキーボックスの鍵のかかる場所に保管されていた。しかし、鍵のリストが作成されておらず、鍵の所有状況等が把握できていない課があった。また、スペアキーについては、本鍵と一緒にまとめられているものもあり、同時に紛失してしまう危険も考えられる。

管理や保管状況を明確にし、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

3 各事業の実施にあたって

委託事業や補助金交付事業において、契約や補助金交付要綱で定められている内容と相違する履行が一部で見受けられた。事業の実施にあたっては、公正かつ合规性、正確性、経済性、効率性、有効性の確保に留意し、再度、委託内容や補助金交付要綱等の条項を確認し、定められた内容に則り適正な執行に努めていただきたい。また、実態に合った合理的な内容かどうかあわせて点検を行い、必要に応じ改めていただきたい。

[児童育成課]

小学生クラブ障がい児対応業務委託において、各クラブに臨時職員を配置しているが、詳細な出勤状況については把握していないとのことであった。委託料は各クラブに配置される臨時職員数により積算されていることから、配置等も含め適切に履行されるよう確認しながら事業執行をお願いする。

[子ども発達支援課]

子育て教育支援システム構築委託の執行において、予算科目を誤って処理し、後に振替処理を行っていた。子ども発達支援課は課も施設も新設されており、新たに事業が進められていることから、事業ごとに詳細を確認し適正な事務執行に努めていただきたい。

予算執行状況表

(令和2年4月1日から11月30日までの執行分)

(1) 子ども政策課
歳入(所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
13 分担金及び負担金	86,000	0	0	0	****
1 負担金	86,000	0	0	0	****
2 民生費負担金	86,000	0	0	0	****
2 児童福祉費負担金	86,000	0	0	0	****
15 国庫支出金	1,255,365,000	822,553,281	785,863,979	36,689,302	95.5
1 国庫負担金	1,029,043,000	592,264,281	576,691,979	15,572,302	97.4
1 民生費国庫負担金	1,029,043,000	592,264,281	576,691,979	15,572,302	97.4
5 児童福祉費負担金	1,029,043,000	592,264,281	576,691,979	15,572,302	97.4
2 国庫補助金	226,175,000	230,289,000	209,172,000	21,117,000	90.8
2 民生費国庫補助金	226,175,000	230,289,000	209,172,000	21,117,000	90.8
4 児童福祉費補助金	226,175,000	230,289,000	209,172,000	21,117,000	90.8
3 委託金	147,000	0	0	0	****
2 民生費委託金	147,000	0	0	0	****
2 児童福祉費委託金	147,000	0	0	0	****
16 都支出金	1,176,595,000	381,184,500	358,436,250	22,748,250	94.0
1 都負担金	379,452,000	259,476,750	236,728,500	22,748,250	91.2
1 民生費都負担金	379,452,000	259,476,750	236,728,500	22,748,250	91.2
6 児童福祉費負担金	379,452,000	259,476,750	236,728,500	22,748,250	91.2
2 都補助金	792,246,000	116,408,000	116,408,000	0	100.0
2 民生費都補助金	792,246,000	116,408,000	116,408,000	0	100.0
6 児童福祉費補助金	792,246,000	116,408,000	116,408,000	0	100.0
3 委託金	4,897,000	5,299,750	5,299,750	0	100.0
2 民生費委託金	4,897,000	5,299,750	5,299,750	0	100.0
1 社会福祉費委託金	4,897,000	4,533,750	4,533,750	0	100.0
3 児童福祉費委託金	0	766,000	766,000	0	100.0
17 財産収入	1,000	1,485	1,485	0	100.0
2 財産売払収入	1,000	1,485	1,485	0	100.0
2 物品売払収入	1,000	1,485	1,485	0	100.0
1 物品売払収入	1,000	1,485	1,485	0	100.0
21 諸収入	97,000	4,326,507	937,912	3,388,595	21.7
6 雑入	97,000	4,326,507	937,912	3,388,595	21.7
1 雑入	97,000	4,326,507	937,912	3,388,595	21.7
1 弁償金	3,000	4,061,805	794,068	3,267,737	19.5
3 広告料	90,000	0	0	0	****
5 雑入	4,000	264,702	143,844	120,858	54.3
合 計	2,432,144,000	1,208,065,773	1,145,239,626	62,826,147	94.8

歳出(所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
2 総務費	121,893,518	1,518	121,892,000	0.0
1 総務管理費	121,893,518	1,518	121,892,000	0.0
11 諸費	121,893,518	1,518	121,892,000	0.0
1 一般事務費	121,893,518	1,518	121,892,000	0.0
21 補償, 補填及び賠償金	1,518	1,518	0	100.0
22 償還金, 利子及び割引料	121,892,000	0	121,892,000	0.0

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目				
3	民生費	2,159,854,400	1,330,694,681	829,159,719	61.6
1	社会福祉費	2,544,000	1,911,154	632,846	75.1
1	社会福祉総務費	2,544,000	1,911,154	632,846	75.1
32	青少年自立支援事業	690,000	600,000	90,000	87.0
	7 報償費	0	0	0	****
	12 委託料	90,000	0	90,000	0.0
	18 負担金, 補助及び交付金	600,000	600,000	0	100.0
33	青少年問題協議会費	1,431,000	888,154	542,846	62.1
	1 報酬	748,075	490,600	257,475	65.6
	7 報償費	2,925	2,925	0	100.0
	10 需用費	276,000	137,374	138,626	49.8
	11 役務費	404,000	257,255	146,745	63.7
	13 使用料及び賃借料	0	0	0	****
34	青少年育成委員会事業	423,000	423,000	0	100.0
	12 委託料	0	0	0	****
	13 使用料及び賃借料	0	0	0	****
	18 負担金, 補助及び交付金	423,000	423,000	0	100.0
2	児童福祉費	2,157,310,400	1,328,783,527	828,526,873	61.6
1	児童福祉総務費	1,773,149,440	1,155,000,122	618,149,318	65.1
2	一般事務費	20,568,440	4,467,372	16,101,068	21.7
	8 旅費	60,000	11,624	48,376	19.4
	10 需用費	528,400	302,032	226,368	57.2
	11 役務費	167,200	0	167,200	0.0
	12 委託料	15,395,840	1,560,085	13,835,755	10.1
	13 使用料及び賃借料	4,417,000	2,593,631	1,823,369	58.7
5	児童育成手当	118,851,000	73,348,735	45,502,265	61.7
	7 報償費	20,000	0	20,000	0.0
	10 需用費	5,000	1,287	3,713	25.7
	11 役務費	42,000	32,948	9,052	78.4
	19 扶助費	118,784,000	73,314,500	45,469,500	61.7
6	児童手当	1,123,862,000	720,954,174	402,907,826	64.1
	1 報酬	1,854,000	1,096,130	757,870	59.1
	10 需用費	60,000	5,794	54,206	9.7
	11 役務費	1,545,000	1,301,413	243,587	84.2
	12 委託料	1,066,000	863,517	202,483	81.0
	13 使用料及び賃借料	682,000	397,320	284,680	58.3
	19 扶助費	1,118,655,000	717,290,000	401,365,000	64.1
7	児童扶養手当	158,241,000	92,314,440	65,926,560	58.3
	7 報償費	40,000	0	40,000	0.0
	10 需用費	38,000	0	38,000	0.0
	11 役務費	93,000	45,370	47,630	48.8
	19 扶助費	158,070,000	92,269,070	65,800,930	58.4
8	みんなで子育て事業	4,866,000	2,365,939	2,500,061	48.6
	1 報酬	2,828,000	1,884,800	943,200	66.6
	3 職員手当等	613,000	306,280	306,720	50.0
	7 報償費	714,000	124,200	589,800	17.4
	8 旅費	5,000	1,506	3,494	30.1
	10 需用費	356,000	19,153	336,847	5.4
	12 委託料	200,000	0	200,000	0.0
	18 負担金, 補助及び交付金	150,000	30,000	120,000	20.0
9	子育てサイト事業	2,981,000	111,495	2,869,505	3.7
	7 報償費	200,000	5,850	194,150	2.9
	10 需用費	154,000	105,645	48,355	68.6
	12 委託料	2,627,000	0	2,627,000	0.0
11	子ども・子育て会議関係費	599,000	272,400	326,600	45.5
	1 報酬	505,000	217,200	287,800	43.0
	7 報償費	69,000	55,200	13,800	80.0
	10 需用費	25,000	0	25,000	0.0
14	青少年会議	0	0	0	****
	7 報償費	0	0	0	****
	10 需用費	0	0	0	****
	11 役務費	0	0	0	****
	12 委託料	0	0	0	****

(単位:円及び%)

款	項目	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
		15 子育て世帯への臨時特別給付金	84,332,000	82,456,845	1,875,155	97.8
		1 報酬	260,000	259,560	440	99.8
		10 需用費	100,000	99,777	223	99.8
		11 役務費	1,016,000	341,508	674,492	33.6
		12 委託料	1,386,000	1,386,000	0	100.0
		18 負担金, 補助及び交付金	81,570,000	80,370,000	1,200,000	98.5
		17 子育て世帯緊急対策応援事業	212,787,000	146,511,553	66,275,447	68.9
		1 報酬	548,000	223,510	324,490	40.8
		10 需用費	223,000	82,720	140,280	37.1
		11 役務費	550,000	431,886	118,114	78.5
		12 委託料	16,000	13,437	2,563	84.0
		18 負担金, 補助及び交付金	211,450,000	145,760,000	65,690,000	68.9
		18 ひとり親世帯臨時特別給付金	46,062,000	32,197,169	13,864,831	69.9
		1 報酬	606,000	203,683	402,317	33.6
		10 需用費	58,000	49,979	8,021	86.2
		11 役務費	78,000	63,507	14,493	81.4
		12 委託料	2,530,000	0	2,530,000	0.0
		18 負担金, 補助及び交付金	42,790,000	31,880,000	10,910,000	74.5
		2 児童措置費	375,280,960	169,699,765	205,581,195	45.2
		1 助産施設措置費	1,396,000	0	1,396,000	0.0
		19 扶助費	1,396,000	0	1,396,000	0.0
		3 ひとり親家庭等医療費助成	22,333,000	11,502,515	10,830,485	51.5
		10 需用費	149,000	117,480	31,520	78.8
		11 役務費	56,000	21,094	34,906	37.7
		12 委託料	628,000	291,977	336,023	46.5
		19 扶助費	21,500,000	11,071,964	10,428,036	51.5
		5 乳幼児医療費助成	186,219,000	82,112,474	104,106,526	44.1
		10 需用費	194,000	148,555	45,445	76.6
		11 役務費	322,000	285,249	36,751	88.6
		12 委託料	7,046,000	3,001,758	4,044,242	42.6
		19 扶助費	178,657,000	78,676,912	99,980,088	44.0
		6 義務教育就学児医療費助成	128,026,000	62,566,538	65,459,462	48.9
		10 需用費	164,000	145,310	18,690	88.6
		11 役務費	381,000	294,880	86,120	77.4
		12 委託料	4,385,000	1,820,726	2,564,274	41.5
		19 扶助費	123,096,000	60,305,622	62,790,378	49.0
		7 緊急一時保護事業	163,000	149,600	13,400	91.8
		12 委託料	163,000	149,600	13,400	91.8
		8 ひとり親家庭等生活支援事業	37,143,960	13,368,638	23,775,322	36.0
		1 報酬	6,425,000	4,106,701	2,318,299	63.9
		3 職員手当等	1,217,000	608,400	608,600	50.0
		8 旅費	158,000	56,382	101,618	35.7
		10 需用費	172,000	74,398	97,602	43.3
		12 委託料	5,675,960	604,840	5,071,120	10.7
		19 扶助費	23,496,000	7,917,917	15,578,083	33.7
		4 保育園費	8,880,000	4,083,640	4,796,360	46.0
		2 病児・病後児保育	8,880,000	4,083,640	4,796,360	46.0
		10 需用費	40,000	0	40,000	0.0
		12 委託料	8,050,000	4,083,640	3,966,360	50.7
		18 負担金, 補助及び交付金	750,000	0	750,000	0.0
		19 扶助費	40,000	0	40,000	0.0
		10 教育費	1,569,000	930,330	638,670	59.3
		5 社会教育費	1,569,000	930,330	638,670	59.3
		1 社会教育総務費	1,569,000	930,330	638,670	59.3
		4 青少年委員関係費	1,569,000	930,330	638,670	59.3
		1 報酬	807,000	250,400	556,600	31.0
		8 旅費	52,000	2,930	49,070	5.6
		12 委託料	683,000	650,000	33,000	95.2
		18 負担金, 補助及び交付金	27,000	27,000	0	100.0
		合計	2,283,316,918	1,331,626,529	951,690,389	58.3

(2) 児童育成課

歳入(所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
13	分担金及び負担金	193,929,000	111,221,050	91,515,810	19,705,240	82.3
	1 負担金	193,929,000	111,221,050	91,515,810	19,705,240	82.3
	2 民生費負担金	193,929,000	111,221,050	91,515,810	19,705,240	82.3
	2 児童福祉費負担金	193,929,000	111,221,050	91,515,810	19,705,240	82.3
14	使用料及び手数料	33,864,000	19,396,873	15,973,973	3,422,900	82.4
	1 使用料	33,864,000	19,396,733	15,973,833	3,422,900	82.4
	1 総務使用料	12,000	6,110	6,110	0	100.0
	1 財産管理使用料	12,000	6,110	6,110	0	100.0
	2 民生使用料	33,852,000	19,390,623	15,967,723	3,422,900	82.3
	3 保育所施設使用料	33,852,000	19,306,190	15,883,290	3,422,900	82.3
	4 児童館使用料	0	84,433	84,433	0	100.0
	2 手数料	0	140	140	0	100.0
	1 総務手数料	0	140	140	0	100.0
	1 総務手数料	0	140	140	0	100.0
15	国庫支出金	982,666,000	11,022,000	11,022,000	0	100.0
	1 国庫負担金	879,459,000	0	0	0	****
	1 民生費国庫負担金	868,356,000	0	0	0	****
	5 児童福祉費負担金	868,356,000	0	0	0	****
	3 教育費国庫負担金	11,103,000	0	0	0	****
	2 幼児教育費負担金	11,103,000	0	0	0	****
	2 国庫補助金	103,207,000	11,022,000	11,022,000	0	100.0
	2 民生費国庫補助金	103,207,000	11,022,000	11,022,000	0	100.0
	4 児童福祉費補助金	103,207,000	11,022,000	11,022,000	0	100.0
16	都支出金	934,683,000	108,207,000	108,207,000	0	100.0
	1 都負担金	441,195,000	0	0	0	****
	1 民生費都負担金	431,620,000	0	0	0	****
	6 児童福祉費負担金	431,620,000	0	0	0	****
	3 教育費都負担金	9,575,000	0	0	0	****
	2 幼児教育費負担金	9,575,000	0	0	0	****
	2 都補助金	492,948,000	108,207,000	108,207,000	0	100.0
	2 民生費都補助金	445,275,000	108,207,000	108,207,000	0	100.0
	6 児童福祉費補助金	445,275,000	108,207,000	108,207,000	0	100.0
	7 教育費都補助金	47,673,000	0	0	0	****
	2 幼児教育費補助金	30,789,000	0	0	0	****
	3 社会教育費補助金	16,884,000	0	0	0	****
	3 委託金	540,000	0	0	0	****
	1 総務費委託金	540,000	0	0	0	****
	1 総務管理費委託金	540,000	0	0	0	****
21	諸収入	22,616,000	15,319,024	10,168,424	5,150,600	66.4
	3 受託事業収入	1,909,000	0	0	0	****
	1 民生費受託収入	1,909,000	0	0	0	****
	1 児童福祉費受託収入	1,909,000	0	0	0	****
	6 雑入	20,707,000	15,319,024	10,168,424	5,150,600	66.4
	1 雑入	20,707,000	15,319,024	10,168,424	5,150,600	66.4
	5 雑入	20,707,000	15,319,024	10,168,424	5,150,600	66.4
	合 計	2,167,758,000	265,165,947	236,887,207	28,278,740	89.3

歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目 事業 節				
3	民生費	4,176,032,614	2,492,061,888	1,683,970,726	59.7
2	児童福祉費	4,176,032,614	2,492,061,888	1,683,970,726	59.7
1	児童福祉総務費	19,290,600	14,304,426	4,986,174	74.2
2	一般事務費	10,966,600	6,404,426	4,562,174	58.4
1	報酬	5,675,000	3,960,703	1,714,297	69.8
3	職員手当等	788,000	550,950	237,050	69.9
8	旅費	38,000	502	37,498	1.3
10	需用費	619,600	281,886	337,714	45.5
11	役務費	769,000	475,143	293,857	61.8
12	委託料	1,360,000	696,111	663,889	51.2
13	使用料及び賃借料	1,717,000	439,131	1,277,869	25.6
12	プレーパーク	8,124,000	7,900,000	224,000	97.2
10	需用費	163,000	0	163,000	0.0
12	委託料	7,900,000	7,900,000	0	100.0
15	原材料費	61,000	0	61,000	0.0
13	自主保育支援	200,000	0	200,000	0.0
18	負担金、補助及び交付金	200,000	0	200,000	0.0
2	児童措置費	3,503,647,000	2,039,148,745	1,464,498,255	58.2
2	保育所等児童運営費	3,503,647,000	2,039,148,745	1,464,498,255	58.2
7	報償費	1,736,000	927,800	808,200	53.4
12	委託料	5,800,000	632,000	5,168,000	10.9
17	備品購入費	11,279,000	10,456,754	822,246	92.7
18	負担金、補助及び交付金	3,473,168,000	2,021,405,921	1,451,762,079	58.2
19	扶助費	11,664,000	5,726,270	5,937,730	49.1
4	保育園費	266,586,625	154,902,639	111,683,986	58.1
3	保育園維持管理費	266,586,625	154,902,639	111,683,986	58.1
1	報酬	133,009,000	85,905,647	47,103,353	64.6
3	職員手当等	20,751,000	9,790,159	10,960,841	47.2
7	報償費	4,607,000	331,200	4,275,800	7.2
8	旅費	73,000	944	72,056	1.3
10	需用費	65,970,625	41,399,710	24,570,915	62.8
11	役務費	1,171,000	721,037	449,963	61.6
12	委託料	30,887,000	10,798,348	20,088,652	35.0
13	使用料及び賃借料	2,174,000	1,206,800	967,200	55.5
17	備品購入費	6,557,000	4,503,499	2,053,501	68.7
18	負担金、補助及び交付金	1,386,000	245,295	1,140,705	17.7
21	補償、補填及び賠償金	1,000	0	1,000	0.0
5	学童保育費	183,845,030	88,087,623	95,757,407	47.9
2	学童保育所維持管理費	54,087,030	27,907,949	26,179,081	51.6
1	報酬	36,129,000	17,954,562	18,174,438	49.7
3	職員手当等	2,632,000	1,315,860	1,316,140	50.0
7	報償費	232,000	0	232,000	0.0
8	旅費	39,000	7,279	31,721	18.7
10	需用費	9,759,230	5,896,729	3,862,501	60.4
11	役務費	1,205,000	758,852	446,148	63.0
12	委託料	2,024,000	812,135	1,211,865	40.1
13	使用料及び賃借料	443,000	248,300	194,700	56.0
17	備品購入費	1,622,800	914,232	708,568	56.3
21	補償、補填及び賠償金	1,000	0	1,000	0.0
3	放課後クラブ	84,592,000	36,384,526	48,207,474	43.0
1	報酬	44,614,000	27,692,924	16,921,076	62.1
3	職員手当等	4,786,000	2,739,853	2,046,147	57.2
7	報償費	249,000	0	249,000	0.0
8	旅費	25,000	6,930	18,070	27.7
10	需用費	3,081,000	1,423,858	1,657,142	46.2
11	役務費	842,000	663,840	178,160	78.8
12	委託料	30,349,000	3,470,703	26,878,297	11.4
13	使用料及び賃借料	611,000	353,968	257,032	57.9
17	備品購入費	35,000	32,450	2,550	92.7

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率	
款	項	目	節					
			4	子どもクラブ	17,664,000	14,047,530	3,616,470	79.5
			7	報償費	42,000	0	42,000	0.0
			17	備品購入費	223,000	99,000	124,000	44.4
			18	負担金, 補助及び交付金	17,399,000	13,948,530	3,450,470	80.2
			5	新設学童クラブ整備事業	27,502,000	9,747,618	17,754,382	35.4
			10	需用費	13,314,000	7,957,178	5,356,822	59.8
			11	役務費	174,000	66,080	107,920	38.0
			12	委託料	2,234,000	297,000	1,937,000	13.3
			17	備品購入費	11,780,000	1,427,360	10,352,640	12.1
			6	児童館費	202,663,359	195,618,455	7,044,904	96.5
			1	児童館関係費	202,663,359	195,618,455	7,044,904	96.5
			7	報償費	207,000	0	207,000	0.0
			10	需用費	1,355,743	264,443	1,091,300	19.5
			11	役務費	556,000	555,720	280	99.9
			12	委託料	198,282,616	193,318,356	4,964,260	97.5
			13	使用料及び賃借料	430,000	286,216	143,784	66.6
			17	備品購入費	1,832,000	1,193,720	638,280	65.2
10				教育費	519,239,000	197,353,398	321,885,602	38.0
			4	幼児教育費	491,392,000	189,729,894	301,662,106	38.6
			1	幼児教育振興費	491,392,000	189,729,894	301,662,106	38.6
			1	私立幼稚園協会等補助	27,679,000	12,360,490	15,318,510	44.7
			7	報償費	249,000	0	249,000	0.0
			17	備品購入費	1,873,000	1,792,890	80,110	95.7
			18	負担金, 補助及び交付金	25,557,000	10,567,600	14,989,400	41.3
			2	私立幼稚園等園児保護者負担軽減	77,664,000	31,440,975	46,223,025	40.5
			11	役務費	34,000	0	34,000	0.0
			12	委託料	132,000	66,000	66,000	50.0
			18	負担金, 補助及び交付金	77,498,000	31,374,975	46,123,025	40.5
			3	私立認定子ども園等運営費	33,384,000	14,771,910	18,612,090	44.2
			18	負担金, 補助及び交付金	33,384,000	14,771,910	18,612,090	44.2
			4	子育てのための施設等利用給付	352,665,000	131,156,519	221,508,481	37.2
			10	需用費	465,000	35,579	429,421	7.7
			19	扶助費	352,200,000	131,120,940	221,079,060	37.2
			5	社会教育費	27,847,000	7,623,504	20,223,496	27.4
			1	社会教育総務費	27,847,000	7,623,504	20,223,496	27.4
			5	放課後子ども教室事業	27,847,000	7,623,504	20,223,496	27.4
			7	報償費	24,997,000	5,568,899	19,428,101	22.3
			10	需用費	286,000	129,131	156,869	45.2
			11	役務費	882,000	881,584	416	100.0
			12	委託料	1,280,000	780,000	500,000	60.9
			13	使用料及び賃借料	6,000	0	6,000	0.0
			17	備品購入費	396,000	263,890	132,110	66.6
				合 計	4,695,271,614	2,689,415,286	2,005,856,328	57.3

(3) 子ども発達支援課

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
13	分担金及び負担金	2,377,000	659,578	580,284	79,294	88.0
	1 負担金	2,377,000	659,578	580,284	79,294	88.0
	2 民生費負担金	2,377,000	659,578	580,284	79,294	88.0
	2 児童福祉費負担金	2,377,000	659,578	580,284	79,294	88.0
14	使用料及び手数料	93,000	0	0	0	****
	1 使用料	93,000	0	0	0	****
	1 総務使用料	93,000	0	0	0	****
	1 財産管理使用料	93,000	0	0	0	****
15	国庫支出金	13,634,000	0	0	0	****
	2 国庫補助金	13,634,000	0	0	0	****
	2 民生費国庫補助金	7,976,000	0	0	0	****
	4 児童福祉費補助金	7,976,000	0	0	0	****
	5 教育費国庫補助金	5,658,000	0	0	0	****
	1 学校教育費補助金	5,658,000	0	0	0	****
16	都支出金	8,840,000	0	0	0	****
	2 都補助金	8,840,000	0	0	0	****
	2 民生費都補助金	8,840,000	0	0	0	****
	6 児童福祉費補助金	8,840,000	0	0	0	****
21	諸収入	40,002,000	11,104,833	6,939,768	4,165,065	62.5
	6 雑入	40,002,000	11,104,833	6,939,768	4,165,065	62.5
	1 雑入	40,002,000	11,104,833	6,939,768	4,165,065	62.5
	5 雑入	40,002,000	11,104,833	6,939,768	4,165,065	62.5
	合 計	64,946,000	11,764,411	7,520,052	4,244,359	63.9

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目 節				
3	民生費	265,559,000	233,975,959	31,583,041	88.1
	2 児童福祉費	265,559,000	233,975,959	31,583,041	88.1
	1 児童福祉総務費	111,876,000	107,997,299	3,878,701	96.5
	2 一般事務費	0	0	0	****
	8 旅費	0	0	0	****
	3 障がい児通所支援事業	108,514,000	106,757,504	1,756,496	98.4
	7 報償費	259,000	101,004	157,996	39.0
	10 需用費	453,000	73,260	379,740	16.2
	11 役務費	94,000	47,120	46,880	50.1
	12 委託料	103,869,000	102,697,120	1,171,880	98.9
	17 備品購入費	3,839,000	3,839,000	0	100.0
	10 要保護児童対策事業	3,362,000	1,239,795	2,122,205	36.9
	7 報償費	274,000	32,177	241,823	11.7
	10 需用費	615,000	419,110	195,890	68.1
	12 委託料	1,116,000	0	1,116,000	0.0
	13 使用料及び賃借料	1,357,000	788,508	568,492	58.1
	2 児童措置費	6,749,000	3,837,094	2,911,906	56.9
	4 子ども家庭在宅サービス事業費	6,749,000	3,837,094	2,911,906	56.9
	12 委託料	6,737,000	3,837,094	2,899,906	57.0
	19 扶助費	12,000	0	12,000	0.0

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	平 節				
	3	児童福祉施設費		146,934,000	122,141,566	24,792,434	83.1
		1	子育て・教育支援複合施設関係費	84,941,000	60,443,218	24,497,782	71.2
			7 報償費	148,000	0	148,000	0.0
			8 旅費	12,372	10,550	1,822	85.3
			10 需用費	8,199,000	7,765,175	433,825	94.7
			11 役務費	1,084,750	682,000	402,750	62.9
			12 委託料	43,769,878	24,037,997	19,731,881	54.9
			13 使用料及び賃借料	4,155,000	1,903,126	2,251,874	45.8
			17 備品購入費	27,567,000	26,044,370	1,522,630	94.5
			18 負担金, 補助及び交付金	5,000	0	5,000	0.0
		2	子ども家庭支援センター事業運営費	61,993,000	61,698,348	294,652	99.5
			10 需用費	100,000	0	100,000	0.0
			11 役務費	473,000	335,068	137,932	70.8
			12 委託料	61,364,000	61,363,280	720	100.0
			19 扶助費	56,000	0	56,000	0.0
		合 計		265,559,000	233,975,959	31,583,041	88.1

2 財政援助団体監査

(写)

狛監委発第 000069 号
令和 2 年 12 月 24 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
石井 功 様

狛江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。

令和2年度

財政援助団体監査報告書

野川地域センター運営協議会
上和泉地域センター運営協議会

市民生活部 地域活性課

狛江市監査委員

令和2年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査

第2 監査の範囲

平成31年度及び令和2年4月1日から9月30日までの事務事業の執行状況

第3 監査の対象

団体 野川地域センター運営協議会・上和泉地域センター運営協議会
所管課 市民生活部地域活性課

第4 監査の期間

令和2年9月17日から12月23日まで
[監査の実施日：令和2年11月26日]

第5 監査の主眼及び実施内容

監査に当たっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第6 団体の概要

1 野川地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市西野川一丁目6番9号

(2) 目的

野川地域センターを有効適切に活用し、利用者同士の連帯と責任のもとに、センターを自主運営し、コミュニティ活動をとおして、よりよい地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① センターの管理運営に関すること。
- ② センター利用者間及びセンター利用者と地域住民の情報交換、交流並び親睦に関すること。
- ③ その他、必要と認めたこと。

(4) 役員等

会 長 1人
副会長 2人
部 長 3人
会 計 2人
監 事 2人

(5) 組織

この運営協議会は役員10名、部員20名、事務局職員（事務局長1名、事務職員1名、事務補助職員4名）及び委託従事者4名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成31年度	令和2年度
4月期	5,828,600	6,619,000
7月期	1,547,000	2,937,000
10月期	3,867,000	3,926,000
1月期	1,544,400	—
交付確定額	12,787,000	—
返還金額	796,966	—

2 上和泉地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目7番51号

(2) 目的

上和泉地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、よりよい地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① コミュニティ活動に関すること。
- ② センターの管理運営に関すること。
- ③ その他協議会が必要と認めたこと。

(4) 役員等

会 長 1人
副会長 2人
部 長 3人
会 計 2人
監 事 2人

(5) 組織

この運営協議会は役員10名、部員22名、事務局職員（事務局長1名、事務職員1名、事務補助職員5名）及び委託従事者8名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成31年度	令和2年度
4月期	6,950,850	7,692,750
7月期	3,539,250	3,571,750
10月期	4,460,850	4,516,750
1月期	3,537,050	—
交付確定額	18,488,000	—
返還金額	995,399	—

第7 監査の結果

野川地域センター運営協議会・上和泉地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる

地域センターは、新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とし、市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため設置された。野川地域センターは昭和51年7月に開館、平成10年に建て替え後、平成31年度に大規模改修されている。上和泉地域センターは昭和52年7月に開館、平成24年度に大規模改修されている。

地域センターの管理運営は、平成4年度から地域住民が組織する地域センター運営協議会と狛江市が協定を締結し、地域センター運営協議会による管理運営となった。地域センター運営協議会は、それぞれの地域の町会、自治会、利用団体等から選出された委員により構成され、地域センターを有効適切に活用しコミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とし、管理や事業の実施などすべて自主運営により行っている。地域活動の中心となってコミュニティづくりを目指した事業を行うことで、さらなる多様なふれあいの輪を広げていくことが主な役割である。

各地域センター運営協議会においては、センターまつり、料理教室、ふるさと友好都市との交流会、コミュニティ誌の発行、子どもを対象とした行事等多彩な事業やイベントの開催に取り組み、市民一人ひとりの交流を大切にするコミュニティ活動を通して、明るく生き生きとした地域社会の実現に努められている。

今後とも、コミュニティ活動を礎として、より良い地域社会をつくるために、主体的な活動に地域全体で取り組み、また、狛江市に愛着が持てるよう、地域の特色を生かした活動や、地域の課題を解決する活動などを目指すよう願うものである。

なお、野川地域センター運営協議会、上和泉地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課については、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。以下、改善、検討を要する事項を述べる。

1 助成金の清算について

昨年度実施した財政援助団体監査において、地域センター自主運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、助成金の取扱いについては適正な運用を行うよう指摘したところである。そのことから、改善に向け取り組んでいるところではあるが、再度、協定書の内容や各地域センター運営協議会の予算等の状況も確認し、適正な運用ができるよう整理をお願いする。

2 事務処理について

各地域センターとは協定書を取り交わし、事業を実施しているところである。しかしながら、その事業の中における事務処理について、一部確認不足や誤処理等が見受けられたことから、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

3 事業の適正な運用について

地域センターの設置は、「狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例」及び「狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則」により進められているところである。事業の実施にあたり、再度、条例や規則、協定書、各地域センターの会則等の内容や事務処理等の状況を精査し、整合性を図った上で適正な運用に努められたい。

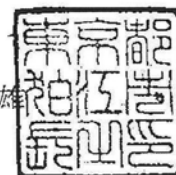
3 監査に係る措置結果



狛総施発第 000023 号
令和 2 年 4 月 24 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄



平成 31 年度工事監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 3 月 17 日付け狛監委発第 000086 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（施設課）

指摘(要望)事項等

2. 個別的所見

【設備全般に対する所見】

電気設備・給排水衛生設備・空調・換気設備に関して、適切な内容のものとなっていることを確認した。ただし、空調・換気設備に加湿機能がないため、別途加湿器等による対応が必要と考える。

<講じた措置の内容>

本設計における空調・換気設備の考え方は、日常の維持管理が容易でかつ将来の設備更新を考慮したシステムを基に計画しています。加湿機能については、空調換気機器に組込方式や、個別に天井カセット型を設置する方式がありますが、専門業者による定期的な維持管理（清掃等）が必要になります。

そのため、維持管理が容易な加湿器を備品にて購入を考えています。今後は施設の利用状況を見ながら適切に加湿が行えるようにしてまいります。

3. その他の所見

(1) 維持管理計画について

修繕・更新計画、LCC（ライフサイクルコスト）など、どの項目も建物を健全に維持・活用していくうえで欠かせない。当該建物の設計においては、維持管理の容易な計画に配慮しているが、定期的な修繕・更新は重要である。狛江市では総務部施設課が主管となり、BIMMS（保全マネジメントシステム）を利用し、市の施設すべてについて、LCCを算出のうえで改修計画を立てている。このように、優れた維持管理計画を実践し、優良な社会資本を確実に次世代へと伝えていくことも、忘れてはならない重要な項目である。

<講じた措置の内容>

平成27年度にBIMMS（保全マネジメントシステム）を導入し、各施設のデータの入力作業を進めてまいりました。狛江市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や本年度策定した狛江市公共施設整備計画（令和2年3月）にも本データを利用しています。今後も計画的な施設改修が行えるよう、データの更新を重ねてまいります。

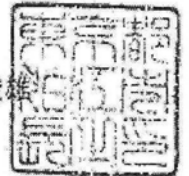


狗福政発第 000068 号

令和 2 年 5 月 29 日

狗江市監査委員 東海林 和彦 様
同 石川 和広 様

狗江市長 松原 俊雄



平成 31 年度定期監査結果に基づく改善状況について (報告)

令和 2 年 3 月 17 日付け狗監委第 000085 号により報告いただきました平成 31 年度定期監査の結果に基づき、別紙のとおり改善をいたしましたので報告いたします。

別 紙

平成 31 年度定期監査結果に基づく改善状況報告書（福祉保健部）

各課共通

- 1 備品の管理については、財務会計システム（備品管理支援）の活用により行われているが、各課の備品の管理状況について確認するも備品台帳と現物の突合等、備品の管理は行われていないとのことであった。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行うなど、適正な備品管理に努めていただきたい。
- 狛江市物品会計事務規則に基づき、備品台帳と現物の突合を行い、適正な備品管理に努めてまいります。
- 2 金庫やキャビネット等、各課で管理している鍵については、個人の引出等に保管されていたが、鍵のリスト等も無く紛失の危険も考えられることから、リスク管理を踏まえ適正な管理、保管に努めていただきたい。
- 鍵の管理については、鍵を整理整頓し、リスク管理を踏まえ適正な管理、保管に努めてまいります。

地域福祉課

- 1 民生委員について、現在、定数 54 人に対し欠員が 8 名とのことである。民生委員は、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行う地域住民の身近な相談相手であり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ大切なパイプ役となっている。これまでも様々な方策により欠員解消に努力しているところではあるが、引き続き欠員を解消できるよう努めていただきたい。
- 民生委員については、引き続き欠員解消に向けた取組を行い、令和 2 年 3 月 1 日時点で 2 名増となりました。これにより、こまほっとシルバー相談室が設置されている一部地域を除き、全ての地域に民生・児童委員が委嘱されたこととなります。
- なお、現在欠員の 6 地区につきましても、引き続き、欠員解消に向けて取組を進めてまいります。

福祉相談課

- 1 生活保護システム保守点検委託及び中国残留邦人支援システム保守委託において、委託料の支払いについて仕様書で定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。
(仕様書では半期に一度請求とあるが、毎月払いをしている。)

○ 令和2年度の委託契約におきまして、仕様書に合わせ半期払いに改めました。今後も、適正な事務処理に努めてまいります。

2 収入印紙について

委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断するべきものではあるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。

○ 令和2年度の契約の締結におきましては、請負者へ説明のうえ収入印紙を貼付いただきました。今後も、適正な契約の締結に努めてまいります。

高齢障がい課

- 1 狛江市社会福祉協議会関係委託（福祉事業委託、障害者福祉センター事業委託、障害者地域自立生活支援センター事業委託、障がい者就労支援事業委託）の支払いにおいて、約款と仕様書間に相違が見受けられたことから、整合性を図るよう改善をお願いする。

約款は業務検査終了後、請求となっているが、仕様書では発注者の請求により支払いとなっている。実際の支払いは4月や4・6・10月で支払われている。

○ 狛江市社会福祉協議会関係委託の支払において約款と仕様書間に相違が見られ、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘につきましては、平成31年度まで契約条項の再確認をすることなく契約を更新していたため、約款条項と契約実務との間に乖離が発生してしまいました。

改善するために必要な取り組みといたしまして、令和2年度の契約にあた

っては契約実務に合わせて契約条項を全面的に改め締結をいたしました。

また本件契約以外にも、令和2年度の契約の締結にあたり、すべての契約案件の仕様書を全面的に再確認し、同様の問題が発生しないよう対処いたしました。

- 2 介護保険システム機器保守委託において、保守料の支払いにおいて委託契約書に定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。(請求書では、請求は月末締めとなっているが、月末前に支払い起票されている。)

- 現状において、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘でございますが、年間の保守料は各月払いで定額であるため、これまで事務的な対応を行っていました。

改善するために必要な取り組みといたしましては、受注者と請求書の受け渡しについての確認を行い、契約書のとおり改善を行いました。

- 3 収入印紙について

委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものであるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。

- 現状において、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘につきましては、委託者、受託者双方とも印紙税法に対する正確な理解が不十分なまま契約事務を履行していました。

改善するために必要な取り組みといたしましては、令和2年度の契約書の受理にあたっては、契約担当課のみならず担当課においても、適正な印紙貼付がなされていることを確認します。

保険年金課

- 1 国民年金機器保守委託において、保守料の支払いにおいて委託契約書に定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。(仕様書では、月末締め翌月払いとなっているが、月末前に支払い起票されている)
- 受注者に対し仕様書の説明を行い、請求期日の徹底に努めてまいります。

健康推進課

- 1 各事業において支出している謝礼金について、歯科検診事業等多くの事業において一律に600円加算して謝礼金を支払っている。この金額は交通費相当額とのことであるが、単価の根拠等不明なことから、謝礼金の単価について整理し適切な単価となるよう努めていただきたい。
- 600円の加算については、人材の確保が困難になってきたことから、交通費相当額として平成23年度頃から支払っている。単価の根拠を明確化するため、関係課との協議を行い、単価の見直しを進めてまいります。
- 2 収入印紙について
委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものであるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。
- 委託者、受託者双方とも印紙税法に対する正確な理解が不十分なまま契約事務を履行しておりました。
- 令和2年度の委託契約におきまして、事業者に対して説明を行い収入印紙の貼付について適正な事務処理を実施いたしました。
- 今後も、適正な事務処理に努めてまいります。



狛市地発第 001714 号
令和 3 年 2 月 28 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様

同

石川 和広 様

狛江市長

松原 俊雄

(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 12 月 24 日付け狛監委発第 000069 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（地域活性課）

1 助成金の精算について

昨年度実施した財政援助団体監査において、地域センター自主運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、助成金の取り扱いについては適正な運用を行うよう指摘したところである。そのことから、改善に向け取り組んでいるところではあるが、再度、協定書の内容や各地域センター運営協議会の予算等の状況も確認し、適正な運用ができるよう整理をお願いする。

講じた措置

助成金の取り扱いについて、昨年度の指摘に基づき、各地域センター運営協議会と協議を行い、人件費である管理運営費とその他経費間での流用の制限を明記することに加え、助成金の精算方法について協定書における記載事項の変更をしたほか、精算方法の変更に伴う予算案の提出時期について整理を行いました。今後も予算等の執行状況も確認しながら、繰越額等を含め適正に運用してまいります。

2 事務処理について

各地域センターとは協定書を取り交わし、事業を実施しているところである。しかしながら、その事業の中における事務処理について、一部確認不足や誤処理等が見受けられたことから、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

講じた措置

各地域センター運営協議会へのヒアリングを行い、市への提出資料を中心に、4地域センター運営協議会での各種書式の統一化を実施し確認作業の効率化を図っています。また、運営協議会事務局との更なる連携、確認体制の整理を行い、厳格な事務の執行に努めてまいります。

3 事業の適正な運用について

地域センターの設置は、「狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例」及び「狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則」により進められているところである。事業の実施にあたり、再度、条例や規則、協定書、各地

域センターの会則等の内容や事務処理等の状況を精査し、整合性を図ったうえで適正な運用に努められたい。

講じた措置

現状の運営において、誤った解釈や慣例で行われていたものが見受けられました。このため、現行の規則等に則した運用となっているか改めて確認を進め、各地域センター運営協議会会則における各役員の任務に関する記載どおりの業務となるよう運営方法を改めました。引き続き地域センター運営協議会の各種規則について、地域活性課にて確認を行うとともに、各運営協議会にも今一度内容の精査を行うように依頼し、適正な運用となるよう努めてまいります。

登録番号（刊行物番号）

R 3 - 8

狛江市の監査令和3年版
（令和2年4月～令和3年3月監査結果）

令和3年5月発行

発行 狛江市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格 50 円）